

風味調味料の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○風味調味料の日本農林規格（昭和50年3月25日農林省告示第310号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年8月29日農林水産省告示第1363号）			旧		
（規格） 第3条 風味調味料の規格は、次のとおりとする。			（規格） 第3条 風味調味料の規格は、次のとおりとする。		
区 分		基 準	区 分		基 準
（略）		（略）	（略）		（略）
原材料	（略）	（略）	原材料	（略）	（略）
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1・2 （略） 3 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン</u> <u>アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、</u> <u>酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキ</u> <u>シプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デ</u> <u>ンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u>		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1・2 （略）
（略）		（略）	（略）		（略）